

埼玉県彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度 添付すべき根拠書類一覧

1 登録区分「彩の国サーキュラーエコノミー型製品」

添付すべき根拠書類(①～③全て提出必須です)	根拠書類・例
① 循環資源を原材料の一部又は全部に利用した製品であることを証する書類	計量証明書、製品仕様書等
② 申請者が製造(委託生産等を含む)した製品であることを証する書類	製造証明書、製品カタログ等
③ 別表第一に記載する制度等による登録・認定等を受けている製品であることを証する書類 (又は別表第一に記載する制度等による許可を取得した申請者が取り扱う製品であることを証する書類)	登録・認定・許可証、届出済証明書等

2 登録区分「彩の国サーキュラーエコノミー企業」

添付すべき根拠書類	根拠書類・例
○ 企業等の取組等が別表第二に掲げる指標に該当することを証する書類	<ul style="list-style-type: none">・該当項目に関する広報資料等 (社内報、メディア掲載の実績が分かる資料)・自社製品やサービスを説明・紹介する資料等 (ユーザー向けリーフレット、チラシ等)・統合報告書など社外向けの資料等